



令和7年 第1回定例会：2月5日

行田羽生資源環境組合議会会議録

行田羽生資源環境組合議会

令和7年第1回行田羽生資源環境組合議会定例会会議録 目次

○招集告示	1
○議事日程	2
○会議に付した事件	3
○出席議員（9名）	3
○欠席議員（0名）	3
○説明のため出席した者	4
○事務局職員出席者	4
開 会（午後 2時30分）	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
議会運営委員長報告	5
○議案第1号及び第2号の一括上程、提案説明	6
行 田 邦 子 管理者	6
江 森 裕 一 事務局長	7
○上程議案の質疑、討論、採決	8
○議案第3号の上程、提案説明	8
行 田 邦 子 管理者	8
江 森 裕 一 事務局長	8
○上程議案の質疑	12
休 憩（午後 2時51分）	12
<hr/>	
再 開（午後 2時52分）	12
○上程議案の質疑続行	12
質疑 1番 木 村 博 議員	12
答弁 江 森 裕 一 事務局長	12
質疑 6番 島 村 勉 議員	12
答弁 江 森 裕 一 事務局長	13
○上記議案の討論、採決	13

○一般質問	1 4
2番 小林 修 議員	1 4
答弁 江森 裕一 事務局長	1 5
再質問	1 7
再答弁	1 8
1番 木村 博 議員	1 9
答弁 江森 裕一 事務局長	2 0
再質問	2 1
再答弁	2 1
6番 島村 勉 議員	2 1
答弁 江森 裕一 事務局長	2 2
○特定事件の委員会付託	2 3
閉会（午後 3時36分）	2 3
<hr/>	
○署名議員	2 4

行田羽生資源環境組合告示第1号

令和7年第1回行田羽生資源環境組合議会定例会を2月5日行田市役所305会議室に招集する。

令和7年1月28日

行田羽生資源環境組合
管理者 行田邦子

令和7年第1回行田羽生資源環境組合議会定例会会議録

○議事日程

令和7年2月5日（水曜日） 午後 2時30分開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第1号 行田羽生資源環境組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

議案第2号 行田羽生資源環境組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

第4 議案第3号 令和7年度行田羽生資源環境組合予算

第5 一般質問

一般質問通告一覧

順	質問者氏名	質問内容
1	2番 小林 修 議員	<p>1. 施設整備について</p> <p>1. 地域防災拠点の役割を果たせる施設整備の考えは。</p> <p>2. 設置予定の管理棟に造る見学者説明室の整備内容は。</p> <p>3. 外観・内装・配置・規模等の技術的項目以外は、決定者は。</p> <p>4. 周辺環境整備の太田地区連合会との協議内容は。</p> <p>5. 建設予定地内の水路の付け替え、整備の実施者は。</p> <p>2. 設計・施工監理業務委託について</p> <p>1. 業務委託契約額2億5,157万円の年度別内訳は。</p> <p>2. 公募型プロポーザルの評価点86.8点の各審査項目の配点及び採点結果は。</p> <p>3. 配置予定技術者の提出された人数及び兼務（調書の手持ち業務）の状況は。</p>

		<p>4. 監理業務に対する出来高の確認、検査の実施方法は。</p> <p>5. 今後、施設建設に対する委託業務は発生するのか。</p>
2	1番 木村 博 議員	<p>1. 建設工事全般について</p> <p>1. 現在の工事進捗状況と令和7年度の建設工事の施工計画について</p> <p>2. 部門別（業種別）工程会議は行っているのか、行っているとしたらどのくらいの頻度で行っているのか。</p> <p>3. 全体工程会議は行っているのか、その頻度と参加メンバーについて</p>
3	6番 島村 勉 議員	<p>1. 新ごみ処理施設の災害等への対策について</p> <p>1. 災害への対応について</p> <p>2. 施設の安全対策及びリスク管理について</p>

第6 特定事件の委員会付託

○会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（9名）

1番 木村 博 議員	2番 小林 修 議員
3番 野中 一城 議員	4番 町田 光 議員
5番 野本 翔平 議員	6番 島村 勉 議員
7番 香川 宏行 議員	8番 松本 敏夫 議員
9番 丑久保 恒行 議員	

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

行 田 邦 子 管理者
河 田 晃 明 副管理者
江 森 裕 一 事務局長
福 地 光 宏 参 事

○事務局職員出席者

総務施設課長 金 子 政 好
書 記 尾 城 英 樹
書 記 橋 本 拓 斗

午後 2時 30分 開会

○香川宏行議長 皆さん、こんにちは。

ただ今から、令和7年第1回行田羽生資源環境組合議会定例会を開会いたします。

出席議員が9名で定足数に達しておりますから議会は成立いたしております。

これより本日の会議を開きます。

管理者から提出された議案を報告いたします。これら件名はお手元に配布してある印刷文書によりご了承願います。

△会議録署名議員の指名

○香川宏行議長 これより日程の順序に従い、議事に入ります。

まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第85条の規定により議長において指名いたします。

3番 野中 一城 議員

4番 町田 光 議員

以上2名の方をお願いいたします。

△会期の決定

○香川宏行議長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

本件につきましては、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託してありましたので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員長——9番 丑久保 恒行 議員。

〔丑久保恒行議会運営委員長 登壇〕

○丑久保恒行議会運営委員長 当委員会は、去る1月31日に委員会を開催し、本定例会の会期及び日程について協議をいたしました結果、会期を本日1日とし、その日程につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおり決定した次第であります。

議員各位におかれましては、この日程にご賛同賜り、円滑にして効率的な議会運営がなされますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○香川宏行議長 お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長報告のとおり本定例会の会期を本日1日とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○香川宏行議長 ご異議なしと認めます。

これより以降の議事日程につきましては、お手元に配付してあります日程表のとおりでございますので、ご了承願います。

△議案第1号及び第2号の一括上程、提案説明

○香川宏行議長 次に、日程第3、議案第1号及び第2号を一括議題といたします。

朗読を省略して管理者に提案理由の説明を求めます。——管理者。

〔行田邦子管理者 登壇〕

○行田邦子管理者 本日ここに、令和7年第1回行田羽生資源環境組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、大変ご多忙の中をご参集賜り、心からお礼を申し上げます。

さて、新ごみ処理施設整備事業につきましては、昨年9月に事業契約の締結を行い、本年10月の建設工事着手に向け、現在、詳細設計や諸官庁申請に係る手続きを進めるなど、令和10年4月1日の施設稼働を目指し順調に進捗しているところでございます。

本事業は、市民生活に密接に関係する極めて重要な事業であり、大きな財政負担を伴うことから、安全で安定的なごみ処理を行うことはもとより、将来にわたる市民負担の軽減を心掛け、慎重かつ着実に取り組んでまいります。

引き続き、議員の皆様におかれましては、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

さて、このたびの議会においてご審議いただく案件は、条例案及び令和7年度組合予算案となります。

何とぞ慎重なるご審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第1号及び議案第2号について、関連がございますので一括してご説明申し上げます。

議案第1号、行田羽生資源環境組合議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例、及び議案第2号、行田羽生資源環境組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例でございますが、刑法の一部改正に伴い、新たに設けられた拘禁刑に関する規定のほか、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものです。

以上で議案第1号及び議案第2号についての説明を終わらせていただきます。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明申し上げますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○香川宏行議長 続いて、事務局長の細部説明を求めます。——事務局長。

[江森裕一事務局長 登壇]

○江森裕一事務局長 それでは、議案第1号及び議案第2号について細部説明を申し上げます。

はじめに、議案第1号、行田羽生資源環境組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案書の1ページをお願いいたします。

本案は、令和4年6月に公布された、刑法の一部を改正する法律において、懲役及び禁錮を廃止し、新たに拘禁刑を創設する改正がなされ、本年6月1日に施行されることに伴い、条例中の懲役の文言を拘禁刑に改めるとともに、刑法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律に規定する経過措置を設けるものでございます。また、併せて用語の整理を行うものでございます。

それでは、改正内容につきましてご説明申し上げますので、新旧対照表の1ページをお願いいたします。

第14条第5項の表中、及び2ページの第40条第1項第2号につきましては、用語の整備を行うものでございます。

第54条から第56条につきましては、懲役を拘禁刑に改めるものでございます。

次に、議案書に戻りまして、2ページをお願いいたします。

附則でございますが、第1項は施行期日を令和7年6月1日からと定めるもので、第14条第5項及び第40条第1項第2号の規定につきましては、公布の日からとするものでございます。

第2項は、本条例の施行にあたって改正前後の罰則に関する取扱いについて経過措置を定めたものでございます。

次に、議案第2号、行田羽生資源環境組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案書の3ページをお願いいたします。

本案は、議案第1号と同様に、刑法等の一部を改正する法律において、懲役及び禁錮を廃止し、新たに拘禁刑を創設する改正がなされ、本年6月1日に施行されることに伴い、条例中の禁錮の文言を拘禁刑に改めるとともに、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律に規定している経過措置と同様の経過措置を設けるものでございます。

それでは、改正内容につきましてご説明申し上げますので、新旧対照表の3ページをお願いいたします。

第5条第1項につきましては、禁錮を拘禁刑に改めるものでございます。

議案書に戻りまして4ページをお願いいたします。

附則でございますが、第1項は、施行期日を本年6月1日とするものでございます。

第2項は、人の資格に関する事項について経過措置を定めたものでございます。

以上で、議案第1号、及び議案第2号の細部説明を終わらせていただきます。

○香川宏行議長 以上で説明は終わりました。

△上程案件の質疑、討論、採決

○香川宏行議長 これより質疑に入りますから、質疑のある方はご通告願います。

[通告なし]

○香川宏行議長 質疑の通告はありません。これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論に入りますから、討論のある方はご通告願います。

[通告なし]

○香川宏行議長 討論の通告はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、順次採決いたします。

議案第1号 行田羽生資源環境組合議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するに賛成の議員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○香川宏行議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 行田羽生資源環境組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するに賛成の議員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○香川宏行議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

△議案第3号の上程、提案説明

○香川宏行議長 次に、日程第4、議案第3号を議題といたします。朗読を省略して管理者に

提案理由の説明を求めます。——管理者。

〔行田邦子管理者 登壇〕

○行田邦子管理者 それでは、議案第3号、行田羽生資源環境組合会計予算についてご説明申し上げます。

令和7年度行田羽生資源環境組合会計予算の1ページをお願いいたします。

歳入、歳出予算の総額は、それぞれ15億2,639万1千円であります。

2ページをお願いいたします。

歳入予算でございますが、構成市からの負担金、国の循環型社会形成推進交付金のほか、新たに地方債を発行し、それぞれ充当するものであります。

右ページ、歳出予算の主なもの、人件費等の組合運営に必要となる経常的経費、施設建設に関する委託料、及び工事請負費などであります。

4ページをお願いいたします。

第2表は施設建設費の支払いが新たに発生することから、地方債の限度額を9億2,560万円とするものであります。

以上で議案第3号についての説明を終わらせていただきます。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明申し上げますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○香川宏行議長 続いて、事務局長の細部説明を求めます。——事務局長。

〔江森裕一事務局長 登壇〕

○江森裕一事務局長 それでは、議案第3号、令和7年度行田羽生資源環境組合会計予算について、細部説明を申し上げます。

行田羽生資源環境組合会計予算の1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、それぞれ15億2,639万1千円と定めるものでございます。

第2条は、地方債について規定するものでございまして、第2表によりご説明申し上げますので、4ページをお願いいたします。

このたびの地方債の起債の目的は新ごみ処理施設整備事業でございまして、起債の限度額は9億2,560万円でございます。起債の方法、利率及び償還の方法につきましては表に記載のとおりでございます。

戻りまして1ページをお願いいたします。第3条は、前払金の請求があった場合に備えて、一時借入金の最高額を6億4,000万円と定めるものでございます。

内容につきまして、歳出からご説明申し上げますので、12ページをお願いいたします。

1款議会費1項1目議会費42万1千円は、主に議員報酬を計上したものでございます。

2款総務費1項1目一般管理費は、2,415万7千円でございます。

右ページ説明欄の◎一般管理費の主なものを申し上げますと、1節報酬は、正副管理者の報酬でございます。

13節庁舎借上料は、行田地方庁舎に所在する組合事務所の庁舎使用料等について、行田市に対して支払うものでございます。

18節派遣職員人件費負担金は、本組合に派遣された事務局職員5人のほか、会計事務に従事する職員に対する、行田市及び羽生市への負担金でございます。

2款1項2目公平委員会費1万9千円は、委員報酬を計上したものでございます。

14ページをお願いいたします。

2款2項1目監査委員費3万6千円は、委員報酬を計上したものでございます。

3款衛生費1項1目施設建設費15億25万8千円についてでございますが、主に新ごみ処理施設整備工事請負費を計上したもので、前年度に比べ14億7,200万4千円の増額でございます。

右ページ説明欄の◎施設建設費の主なものを申し上げますと、12節委託料は、令和6年度に引き続き新ごみ処理施設整備工事に伴う施工監理業務を委託するものでございます。主な業務内容といたしましては、設計図書の精査や行政手続きに関する支援、また、本体工事の施工監理全般でございます。

13節土地借上料は、用地の所有者である行田市との貸借契約に基づき、借上料を計上したものでございます。

14節工事請負費のうち、新ごみ処理施設整備工事請負費14億1,490万8千円は、施設建設工事が令和7年度から着手することから、その出来高に応じた額を計上したものでございます。その下の周辺環境整備工事請負費500万円は、地域から要望のあった行田市所有の集会所2棟の修繕工事でございます。

4款公債費1項1目償還金利子及び割引料は、新ごみ処理施設整備工事の前払金を支払うこととなった場合、その財源とする一時借入金の利子の支払いに備えて科目設定するものでございます。

5款予備費1項1目予備費100万円は、前年度と同額でございます。

続きまして、歳入予算につきましてご説明申し上げますので、戻りまして10ページをお願いいたします。

1款分担金及び負担金1項1目市負担金2億5,459万9千円は、行田市及び羽生市からの負担金でございます。右側説明欄の行田市が1億4,599万7千円、羽生市が1億860万2千円でございます。

2款国庫支出金1項1目衛生費国庫補助金3億4,119万1千円は、国の循環型社会形成推進交付金でございます。交付率は補助対象経費の3分の1及び事務費分でございます。

3款繰越金1項1目繰越金500万円は、前年度からの繰越金を充当するものでございます。

4款諸収入1項1目預金利子1千円は、前年度と同額でございます。

5款組合債1項1目清掃債9億2,560万円は、新ごみ処理施設整備工事請負費に対して、国庫支出金を除いた部分に地方債を充当するもので、令和7年度から新たに設定する科目になります。

次に、16ページをお願いいたします。

給与費明細書でございますが、正副管理者、組合議員9人、監査委員2人、公平委員会委員3人分の給与費明細でございます。

なお、事務局職員につきましては、行田市及び羽生市からの派遣職員であり、派遣元において給与を支給していることから、本明細書への記載はございません。

次に、債務負担行為についてご説明申し上げますので、18ページをお願いいたします。

(仮称)新ごみ処理施設建設に係る施工監理事業と(仮称)新ごみ処理施設整備及び運営事業は、令和6年度にご議決いただいたものでございますが、令和6年度の支出見込額と令和7年度以降の支出予定額を契約額に合わせてそれぞれ計上したところでございます。

20ページをお願いいたします。

市負担金調書でございますが、組合規約に基づき、令和7年1月1日現在の住民基本台帳人口を基に、均等割20%、人口割80%により行田市及び羽生市の負担金額を算出したものでございます。

以上で、議案第3号についての細部説明を終わらせていただきます。

○香川宏行議長 以上で説明は終わりました。

△上程議案の質疑、討論、採決

○香川宏行議長 これより質疑に入りますから、質疑のある方はご通告願います。

暫時休憩いたします。着席のままお待ちください。

午後 2時51分 休憩

午後 2時52分 再開

○香川宏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑の通告がありますので、発言を許します。——1番 木村博議員

○1番 木村博議員 質疑の通告をしましたので、質疑をさせていただきます。ページで言いますと14ページでございます。

3款衛生費の12節委託料7,409万6千円と、14節14億1,990万8千円の算出根拠がこれだけだとよくわからないので、ご説明いただければと思います。

もう一つなんですけど、同上予算の支払い時の既成払いの出来高認定は誰が行うのか、教えていただきたいと思います。

以上2点でございます。よろしく申し上げます。

○香川宏行議長 執行部の答弁を求めます。——事務局長。

○江森事務局長 議案第3号、令和7年度行田羽生資源環境組合会計予算に対する質疑に順次お答え申し上げます。

はじめに、3款衛生費の12節委託料7,409万6千円と14節14億1,990万8千円の算出根拠についてでございますが、業務委託と建設工事それぞれの契約に基づき、事業の進捗に応じた出来高見込額を計上したものでございます。

次に、出来高認定は誰が行うのかについてでございますが、建設工事につきましては、施工監理業務委託受注者の立会い助言のもと、組合が出来高検査を実施し認定するものでございます。また、業務委託につきましては、受注者からの企画提案及び年度別の見積内訳と、提出される月報及び業務実績報告書に照らし、出来高の確認を行うものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○香川宏行議長 再質疑ありますか。

○1番 木村博議員 ありません。

○香川宏行議長 次に、——6番 島村勉議員

○6番 島村勉議員 通告に基づきまして、議案第3号、令和7年度行田羽生資源環境組合

計予算のうち、新ごみ処理施設整備工事設計・施工監理業務について質疑をいたします。

新ごみ処理施設建設に係る施工監理業務として、令和6年度から10年度までの期間で、限度額2億6,045万円の債務負担行為が設定されています。その中で、令和7年度の新ごみ処理施設整備工事設計・施工監理業務委託料として7,409万6千円が計上されています。

新ごみ処理施設の整備は大規模な事業であり、年度ごとの工事の進ちよく等に変更が生じる可能性があり、整備工事に関しては年度ごとの出来形に応じた支払いを行うことになると思います。

そこで、工事の進ちよくなど、新施設の整備計画に変更が生じた場合、監理業務に関しては、年度ごとの支払額の変更をはじめ、委託内容の変更契約を行うなどの対応は必要となるのか、お伺いいたします。

以上、議案質疑といたします。

○香川宏行議長 執行部の答弁を求めます。——事務局長。

○江森事務局長 議案第3号に対する質疑にお答え申し上げます。

新ごみ処理施設整備工事設計・施工監理業務委託に変更が生じた場合の対応についてでございますが、本業務の出来高につきましては、入札時に受託者から提出のあった企画提案及び年度別の見積内訳と、提出される月報及び業務実績報告を照らし、年度ごとに確認するものでございます。なお、新ごみ処理施設整備工事の進捗状況に応じ、設計・施工監理業務の立会いや審査等の関与度合いが変わり、当初契約時の出来高が変更となることが明らかな場合は、受託者との協議により変更契約を行い、支払額などを変更する予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○香川宏行議長 再質疑ありますか。

○6番 島村勉議員 ありません。了解しました。

○香川宏行議長 他に質疑の通告はありません。これをもって質疑を終結いたします。

△上程議案の討論、採決

○香川宏行議長 次に、討論に入りますから、討論のある方はご通告願います。

[通告なし]

○香川宏行議長 討論の通告はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第3号、令和7年度行田羽生資源環境組合会計予算は、原案のとおり可決するに賛成の議員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○香川宏行議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

△一般質問

○香川宏行議長 次に、日程第5、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。——2番 小林修議員。

〔2番 小林修議員 登壇〕

○2番 小林修議員 議席番号2番、小林修でございます。

通告に基づきまして、行田羽生資源環境組合事業に関する一般質問をいたします。

行田羽生資源環境組合において、現在、令和10年7月1日業務開始予定で、設計・建設業務が令和10年6月30日までの工期で、契約金額254億2,100万円で、タクマ・鴻池・小川・共和化工・大野特定建設工事共同企業体と契約が締結され、また、運営・維持管理業務として令和10年7月1日から令和30年6月30日までの20年間で契約金額159億3,900万円で行田羽生ハイトラスト株式会社と契約されております。総額413億6,000万円であります。それに伴い、建築、電気、機械設備など複数の工種が同時に施工されるため、効率的な進捗管理、工種ごとの適切な品質管理、工事関係者との情報共有や意思疎通の円滑化などについて、豊富な経験や高度な専門的な知識も必要であることから、新ごみ処理施設整備運営事業者に係る設計・施工監理業務委託が令和10年6月30日までの工期で、委託金額2億5,570万円で、一般財団法人日本環境衛生センターと契約されています。

そこで、大きい1番目、施設整備について伺います。以前の質問の中で、災害対策を強化し、地域防災拠点の役割を果たせる施設整備について、どのような提案があったかの答弁で、要求水準書において、ハザードマップ対応のための計画地盤高としているほか、緊急時における事業継続計画の策定、EV充電器の市民利用などの提案をいただいたとのことであったが、組合として、地域防災拠点の役割を果たせる施設をどう考えていますか、お示してください。

質問の2点目、配置予定の管理棟に造る見学者説明室の整備内容はどうなっているか伺い

ます。

質問の3点目、外観・内装・配置・規模等の技術的項目以外の決定者は誰か教えてください。

続きまして質問の4点目、周辺環境整備として太田地区自治会連合会との協議結果の内容はどうだったかお聞きします。

質問の5点目、建設予定地内を西から東へ横断している水路の付け替え、整備の実施者は誰か伺います。

次に、大きい2番目、設計・施工監理業務委託について伺います。

質問の1点目、業務委託契約2億5,157万円の年度別内訳を教えてください。

質問の2点目、公募型プロポーザルにより、参加事業者1者、評価点86.8点とのことであるが、各審査項目の配点及び採点結果を教えてください。

質問の3点目、プロポーザル参加申請書に添付する配置予定技術者の提出された人数は、またその中の予定常駐管理技術者の、提出書類の中の手持ち業務の状況はどうか教えてください。

質問の4点目、設計・施工時の技術者による監督と監理の業務のため、業務に対する出来高はどう確認、検査しますか教えてください。

質問の5点目、今後、施設整備に対する委託業務は発生するのをお聞きします。

以上で、1回目の質問といたします。執行部の答弁、よろしくお願いいたします。

○香川宏行議長 執行部の答弁を求めます。——事務局長。

[江森裕一事務局長 登壇]

○江森裕一事務局長 ご質問の1番目、施設整備について順次お答え申し上げます。

はじめに、地域防災拠点の役割を果たせる施設整備の考えについてでございますが、行田市国土強靱化地域計画を踏まえ耐震性・耐水性など耐災害化が図られた施設といたしております。具体的には、要求水準書において、地震対策として関係法令や国土交通省監修の官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に準拠するほか、地震力に対して構造耐力上安全であり、地震発生時に重大な事故に至らないよう必要な措置を講ずることとしております。また、浸水対策として、想定される最大の浸水が発生した場合にも対応できる計画地盤高を設定しているところでございます。また、災害等により外部からの電源が遮断された場合でも、非常用発電装置により焼却炉を立ち上げた後に発電を開始し、稼働ができる仕様といたしております。

次に、管理棟内の見学者説明室の整備内容についてでございますが、面積は120平方メートル以上とし、什器を収納する倉庫を設けることとなっております。また、200インチのスクリーン、ブルーレイディスク及びDVD等が再生できる装置を備え、施設の概要等のソフトを上映できる計画としているところでございます。

次に、外観、内装、配置、規模等の技術的項目以外の決定者についてでございますが、要求水準書で指定する以外の事項は事業者提案といたしております。要求水準書には基本方針が記載されており、これを踏まえ事業者が提案した内容について設計・施工監理業務委託の受注者の助言を受けながら、協議により決定するものでございます。

次に、周辺環境整備の太田地区連合会との協議内容についてでございますが、周辺環境整備の窓口である太田地区自治会連合会を通じ、地区内の自治会長に対して要望の取りまとめをお願いしているところでございます。

次に、建設予定地内の水路の付け替え整備の実施者についてでございますが、同水路につきましては造成前に管渠として整備し、埋設されております。今後、施設配置計画上、付け替えなどが必要となった場合は建設工事請負事業者が実施することになっております。

次に、ご質問の2番目、設計・施工監理業務委託について順次お答え申し上げます。

はじめに業務委託契約額2億5,157万円の年度別内訳についてでございますが、令和6年度が5,247千円、令和7年度が7,409万6千円、令和8年度が8,503万円、令和9年度が7,623万円、令和10年度が1,096万7千円でございます。

次に、公募型プロポーザルの評価点86.8点の各審査項目の配点及び採点結果についてでございますが、審査につきましては5項目合計100点としており、企業評価が15点中15点、実施方針が10点中9.2点、技術提案が50点中42.6点、プレゼンテーション及びヒアリングが15点中12点、価格評価が10点中8点となっております。

次に、配置予定技術者の提出された人数及び兼務についてでございますが、公募型プロポーザルによる業務委託発注時の仕様による技術者は、総括責任者となる管理技術者を含む8区分9名の配置を求めています。現在、提出されている実施体制表では、技術者が6名であり、このうち3名が2つの技術者を兼務としているところでございます。

次に、予定常駐管理技術者の手持ち業務の状況についてでございますが、提案時は2件の手持ち業務がございましたが、現場工事が着手された際は常駐する旨の確認を行っているところでございます。

次に、監理業務に対する出来高の確認、検査の実施方法についてでございますが、入札時

に受託者からの企画提案及び年度別の見積内訳と、提出される月報及び業務実績報告書を照らし、出来高の確認を行ってまいりたいと存じます。

次に、今後、施設建設に対する委託業務は発生するのかについてでございますが、現時点では、施設建設に伴い他の業務委託を行う予定はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○香川宏行議長 再質問ありますか。—— 2番 小林修議員

○2番 小林修議員 ありがとうございます。何点か再質問させていただきます。

1番の防災拠点の役割を果たせる施設整備ということで、構造的なものはわかりましたけれども、これは指定避難所とか指定する想定は無いのでしょうか。なぜかと言いますと、地域防災拠点となるとやはり、安心して避難できる場所とかですね、資材が用意してあるとか、家族の確認ができるとかそういうことができるのが防災拠点ですので、組合とすると避難所としての考えはあるのかどうかですね。

次に質問の2点目の見学施設というのは120平方メートル以上ということでありましてけれども、その中に什器の保管とか聞いたのですが、什器とは何か、スクリーンとか装置もあるのですが、それはあくまでも受託した業者がセットするのかについて伺います。

質問の3点目ですけれども、外観・内装とかについてはわかりましたけれども事業者の誰が、要するに誰が決めるかについて、色合いとか配置とかですね、発注者の考えもありますが誰が、極端に言えば建設委員会とか作ってやるのか、そういうところまでやるのか、もう一度お答えをお願いします。

続きまして、質問の4点目については今後いつまでするのかお聞きします。

質問の5点目とすると、排水の事については現在3メートルぐらいの盛土はしてあると思うので、結局何かあった場合は組合がやるのではなくて、受注者の方でやるとのことなので了解しました。

続きまして大きい2番目のですね、1点目の年度別の計画で予算書によると来年度は7,409万6千円ということであって、今年度は524万7千円ということなんですけど、何をやったために支払う金額なのか教えてください。

続きまして質問の2点目でプロポーザルの配点結果があって、価格については10点中8点ということなんですけども、10点というのは何だったら10点が取れるのかお聞きします。

続きまして、質問の3点目、プロポーザルの申請については先程言ったように配置を見ると9人ということで、現状も含めて6人ということなので、実際9人別々でなくて良いのか

ということをちょっと伺います。

質問の4点目なんですけども、これは一番聞きたかったことなんですけども、人に対しての支払いですので、出来高確認が非常に大変だと思いますので、業務の日報とかで確認することですけど業務日報というのはどういう内容の業務日報か伺います。

あと質問の5点目なんですけども、今後は無いということなんですけども、取りあえず無いということで了解しました。何かと言いますと施設整備スケジュールの中でその項目というのはなくて、2億5千万円というのが必然的に出てきてますのでその辺も含めてですね、ある意味発表するべきではなかったかと思います。

以上で何点かありますけどもよろしくお願ひします。

○香川宏行議長 執行部の答弁を求めます。——事務局長。

○江森裕一事務局長 再質問にお答え申し上げます。

まず1点目の防災拠点としての考えについてでございますが、先程の答弁でも申し上げましたが、国土強靱化地域計画に基づいた内容を踏まえた施設を予定しておりまして、今後指定避難所等の使用ができるか、行田市と協議を進めてまいりたいと思います。

2点目の見学施設の什器ということでございますが、主に机・椅子といったものをしまえる倉庫を設置するというところでございます。また、再生装置は受託者が整備しまして、見学者用の映像ソフトの作成も要求水準書に入っておりますので、こちらも受託者が作成する予定でございます。

次に、仕様について最終的に誰が決めるのかということでございますが、決定者は組合となります。その中で、施工監理の受注者と事業者と協議しながら決めていく、ただし最終的な決定者は組合となるものと考えております。

続きまして、周辺環境整備についていつまでにということでございますが、昨年の10月にですね、地元の自治会長さんに対しまして呼びかけを行いまして、現在取りまとめをしているところでございます。再度、要旨についてお伝えしたうえで時期について決めてまいりたいと考えております。

次に、今年度の施工監理の支払いの額の確認でございますが、人工につきまして日報等を基に積算の確認をさせていただいて、その中で支払いを行っていくわけですが、具体的には現在行っているのは、契約書の確認であるとか全体会議、それから分科会といった会議の立会い、その中で意見や指導をしているところでございますので、こうした人工を積み上げた額に対して支払いを行っていく予定でございます。

続きまして、価格点につきましてどうしたら10点満点になるのかということでございますが、評価基準の中で委託上限額の90%未満を10点と定めているところでございます。

続きまして、技術者の配置で9人ということであるが、現在6人である理由でございますが、管理技術者は配置の基準といたしまして8種類9人を求めているところでございますが、缶理事術者のみが専任で置くということになっており、それ以外については規定がございませんので、業務の実施に支障のない範囲で兼務を認めることになるものと考えております。

それから人工の確認、管理等でございますが、先程も申し上げましたが最初に提出されました見積書、それからその中に人数の積み上げがございますので、工程と人数の積み上げを基に確認を行っていくこととなります。

最後の5点目、これ以外の委託業務についてでございますが、現在のところこれ以外に委託業務を発注する予定はございませんが、事業の進捗に関しましてなるべく早めにお知らせしながら、適正な執行に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○香川宏行議長 次に、—— 1番 木村博議員。

〔1番 木村博議員 登壇〕

○1番 木村博議員 議席番号1番、木村博でございます。

議長に発言の許可をいただきましたので、通告に基づきまして、一般質問いたします。

質問事項といたしましては、新ごみ処理施設整備工事全般についてお伺いします。

まず初めに、建設工事は令和6年10月1日からの契約になっておりますが、現在の工事進捗状況についてお伺いいたします。また今年度末までの出来高予定と令和7年度の施工計画、内容についてお伺いいたします。

次に2つ目の質問です。新ごみ処理施設を大別すると①ごみ焼却施設②マテリアルリサイクル推進施設③資源物ストックヤードになっておりますが、それぞれが異なる施設であるため工程調整が必要になると思われますが、個々の工程会議や全体の調整会議をどのように、頻度とか参加メンバー等で進めているのか、もしくは進めようとしているのかお伺いします。また、これ以外で業種別の工程会議があるのであればお示しいただきたいと存じます。

次に3つ目の質問です。品質管理についてお伺いします。設計・施工監理業者に品質管理の基準についてどのような指示を行っているのかお伺いします。

4つ目の質問です。施工監理業者から発注者への報告はどのような形でどのくらいの頻度で行われているのかお伺いします。

5つ目の質問です。材料検査についてお伺いします。材料承諾は誰宛に提出され、誰が行っているのか伺います。また、検査にあたっての基準は何を基準としているのかお伺いします。

6つ目の質問です。市の工事検査員はこの建設工事に関わるのでしょうか。関わらないとしたら誰がどのような形で職員に検査員を命じられて、検査を執行するのかお伺いします。

最後の質問です。発注者側の監督員と施工監理業者の役割分担についてお伺いします。

以上で1回目の一般質問といたします。執行部の答弁よろしくお願いたします。

○香川宏行議長 執行部の答弁を求めます。——事務局長。

〔江森裕一事務局長 登壇〕

○江森裕一事務局長 ご質問の建設工事全般について順次お答え申し上げます。

はじめに、現在の進捗状況と令和7年度の工事予定についてでございますが、現在詳細設計業務を進めるとともに、建築確認などの官公庁による許認可手続きについて調整を進めているところでございます。また、本年2月から仮設事務所設置に向けた準備工事、及び建設予定地外周の擁壁設置のための準備工事に着手する予定でございます。10月からは杭工事等の本体工事に着手する予定でございます。

次に、業種別工程会議の頻度についてでございますが、業種別の会議につきましては、建築分科会、及びプラント分科会を組織いたしたところであり、原則月2回の会議を開催しているところでございます。

次に、全体工程会議の頻度と参加メンバーについてでございますが、全体会議は月1回開催しており、組合職員、設計・施工監理業務の受託者、及び建設工事請負事業者で構成しており、1回あたり約30名程度で実施しているところでございます。

次に、品質管理と出来高管理のうち、品質管理は何を基準に誰が行うのかについてでございますが、本事業は性能規定発注方式であることから、組合が指定した要求水準書に基づき事業者から設計仕様書が提出されているところでございます。この設計仕様書に基づき、設計図書を作成したうえで、設計・施工監理業務の受託者の助言を受け、組合にて品質管理を実施する予定でございます。

次に、施工監理業者からの報告はどのような形でどのくらいの頻度で行われているのかについてでございますが、公募型プロポーザル時に業務分担を定めており、業務区分に応じて立会い、審査、及び報告を適宜行うことといたしております。

次に、材料検査のうち、材料承認は誰が行うのかについてでございますが、材料承認は管

理者宛に提出され、施工監理業務の受託者の同席による立会いや、内容審査のうえ本組合監督員により承認を行うものでございます。

次に、材料の基準は何を使っているのかについてでございますが、特定建設工事共同企業体から提出された設計仕様書に基づく形式、数量、及び材質等に照らし、材料検査を行うものでございます。なお、材料承認の基準につきましては、請負契約約款や埼玉県建築工事实務要覧、土木工事实務要覧などに基づき、審査するものでございます。

次に、市の工事検査員が本件に係るものはどのようなときかについてでございますが、工事検査につきましては、組合設立時に定めた工事検査規則に基づき、組合職員による検査を予定しております。なお、構成市の工事検査員に適宜助言をいただきながら、適正な工事監理に努めてまいりたいと存じます。

次に、発注者と施工監理業者との役割分担についてでございますが、公募型プロポーザル時の業務仕様書において、立会い、審査、報告、承諾等の業務区分に応じて分担することといたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○香川宏行議長 再質問ありますか。—— 1 番 木村博議員。

○1 番 木村博議員 それぞれ明快な答弁ありがとうございました。

一点だけ確認したいんですけど、先程の何を基準にということ、埼玉県の建築工事实務要覧、土木工事实務要覧を基に審査するということなんですが、それに基づいて審査するということは、請負業者の方にはしっかり伝えているのでしょうか。

それだけ確認させてもらいたいと思います。

○香川宏行議長 執行部の答弁を求めます。—— 事務局長。

○江森裕一事務局長 再質問にお答え申し上げます。

材料承認の基準が受託業者に伝わっているかとのことでございますが、この内容につきましては説明しております。

以上でございます。

○香川宏行議長 次に、—— 6 番 島村勉議員。

[6 番 島村勉議員 登壇]

○6 番 島村勉議員 6 番、島村です。

通告に基づき、新ごみ処理施設の災害等への対策について一般質問いたします。

はじめに、1 点目、災害への対応について伺います。

まず、新たに整備する施設は、地震や水害等の災害に備えて、施設整備を行う上で、どのような配慮がされた施設となるのか。次に、災害時には施設運営において、どのような管理体制をとるのか。そして、災害時に施設やごみ処理への影響を少なくするため、どのような対策をとるのか、伺います。

次に、2点目、施設の安全対策及びリスク管理について伺います。

まず、安全対策に関し、各施設において、どのような火災の防止策をとるのか。そして、施設における安全な労働環境の整備に向けた管理体制など、安全に働くために、どのような対策がとられるのか伺います。

次に、施設の整備及び施設の運営の際、想定されるリスクに対応する方針や体制等の対応策についてお伺いいたします。

以上、一般質問といたします。

○香川宏行議長 執行部の答弁を求めます。——事務局長。

[江森裕一事務局長 登壇]

○江森裕一事務局長 ご質問の新ごみ処理施設の災害等への対策についてのうち、1点目の災害への対応について順次お答え申し上げます。

はじめに、地震や水害等の災害に対する施設整備における配慮についてでございますが、要求水準書において、地震対策として関係法令や国土交通省監修の官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に準拠するほか、地震力に対して構造耐力上安全であり、地震発生時に重大な事故に至らないよう必要な措置を講ずることといたしております。また、浸水対策として、想定される最大の浸水が発生した場合にも対応できる計画地盤高を設定しているところでございます。

次に、災害時にどのような管理体制をとるのかについてでございますが、運営事業者に対し緊急時における人身の安全確保、施設の安全停止、施設の復旧等の手順を定めたマニュアルの作成を義務付けるほか、自主防災組織や連絡体制の整備などを求めています。

次に、災害時に施設やごみ処理への影響を少なくするための対策についてでございますが、災害等により外部からの電源が遮断された場合でも、非常用発電装置により焼却炉を立ち上げた後に発電を開始し、稼働ができる仕様といたしております。また、万一、施設の損傷などにより処理が出来ない場合は、県内の市町村や一部事務組合で構成する埼玉県清掃行政研究協議会での相互支援体制に基づき処理を委託し、構成市民への影響を最小限にとどめてまいります。

次に、ご質問の2点目、施設の安全対策及びリスク管理についてのうち、各施設における火災の防止策についてでございますが、建築基準法、消防関連法令に基づき、消火設備及び散水設備を設置することを求めています。また、難燃性の材質の選択や、煙検知装置及び散水装置等の適切な設置により火災の未然防止、延焼防止を図ることといたしております。

次に、安全な労働のための対策についてでございますが、運営事業者は、従業員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の整備を促進することといたしております。また、安全衛生管理マニュアル、ダイオキシン類へのばく露防止推進計画の管理をはじめ、作業環境管理報告書の提出を義務付けているほか、安全衛生に関する組織を設置して、会議を定期的に開催し、安全管理に努めるものといたしております。

次に、施設整備及び運営時におけるリスクへの対応策についてでございますが、本組合において財務状況、運営管理状況、また周辺環境のモニタリング等を適宜行い、リスク管理に努めてまいりたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

- 香川宏行議長 再質問ありますか。
- 6番 島村勉議員 了解しました。よろしく申し上げます。
- 香川宏行議長 以上で組合に対する一般質問を終結いたします。

△特定事件の委員会付託

- 香川宏行議長 次に日程第6、特定事件の委員会付託を議題といたします。

お諮りいたします。

次期議会の会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 香川宏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、次期議会の会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託いたします。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の全部を議了いたしました。

これをもって、令和7年第1回行田羽生資源環境組合議会定例会を閉会いたします。

午後 3時 36分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年 月 日

行田羽生資源環境組合議会議員

香 川 宏 行

行田羽生資源環境組合議会議員

野 中 一 城

同

町 田 光